

平成25年(ウ)第108号訴訟救助申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件各申立てをいずれも却下する。

理 由

申立人らは、各損害賠償等費用請求上告受理申立事件（当庁平成25年（ネ受）12号）について、訴訟上の救助付与申立てをするが、本件記録に徴して検討してみても、民事訴訟法82条1項所定の救助付与の要件を具備していることについて疎明があるものと認めるには足りない。

よって、主文のとおり決定する。

平成25年3月14日

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 原 優

裁判官 江 口 とし子

裁判官 野 村 高 弘

これは正本である。

平成25年3月14日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 飯田 理 恵



平成25年(ネ受)第12号 各損害賠償等費用請求上告受理申立事件
(原審・東京高等裁判所平成21年(ネ)第5746号)

補 正 命 令

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書の事件について、申立人らに対し、この命令送達の日から7日以内に、上告受理申立ての手数料として収入印紙6814万6415円を納付することを命ずる。

平成25年3月14日

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 原 優

これは正本である。

平成25年3月14日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 飯田 理 恵

